

〔新撰姓氏錄 左京皇別〕雀部朝臣

星川建彦宿禰神 御世代於皇太子大鷦鷯尊仁 繫木綿禰掌監御膳因賜名曰大雀臣

〔新撰姓氏錄 右京皇別〕嶋田臣

武惠賀前命孫仲臣子上稚足彥天皇說成 御代尾張國嶋田上下二縣有惡神遣子上平服之復命之

日賜號嶋田臣也

〔古事記下〕天皇愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過而中 定期天下之八十友緒氏姓也

〔古事記傳 三十九〕氏々高津宮仁 段に氏々之女等書紀崇峻卷に氏々臣連皇極卷又孝德卷に

氏々人等續紀廿にも氏々人等廿五の詔に諸氏々人等などあり名々まづ名は名云言の本

為さば為りたるも 其人のあるカチテ 狀其外 行狀容貌由縁キタテ を贊稱ツ して負けたる物にて名を呼イ は尊ナリ みる

なり略 註さて古は氏々の職業各定まりて世々相繼て仕奉りつれば其職即其家の名なる故

に氏々の職業は 其先祖の徳功に因てうけた即其職業を指ても名と云りさて其は其家

にまはり 仕奉るなれば是も贊たる方にて名なり即其職業を指ても名と云りさて其は其家

に世々に傳はる故に其名即又姓の如しされば名々云は職々にて即此も氏々云にひと

しきなり書紀孝德卷に詔曰云々始王之名々臣連伴造國造分其品部別彼名々復以其民品部

交雜使居國縣遂使父子易姓兄弟異宗夫婦更互殊名云々また詔曰云々天皇名々或別爲臣連

之氏或別爲造等之色云々各守名々中略此に名々あるは天皇又皇子の御名ごものことな

故夫婦殊名を異に 云々あるは姓續紀九詔に其負而可仕奉姓名賜十八に遂絶骨名之緒永爲無源之氏

即姓を云り万葉十八丁に大夫乃伎欲吉彼名乎伊爾之敵欲伊麻乃乎追通爾奈我佐敵流

云々祖名不絶云々又三丁毛能乃敷能夜蘇等母能乎毛於能我於敵流於能我名々負大王乃麻

氣能麻久久或 々々云々可久之許會都倍麻都良米この名々負を今本に廿五丁に都加倍

久流於夜能都加佐等許等太氏々佐豆氣多麻敵流云々安多良之伎吉用伎會乃名會云々於夜